

兵庫県介護支援専門員協会加古川支部規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 当会は、兵庫県介護支援専門員協会加古川支部と称する。

(事務局)

第2条 当会の事務局は、会員の所属する事業所内に置くものとする。

2 事務局は理事会の決議を経て、支部長が指定する。

3 事務局の担当期間は、指定後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。但し、再指定を妨げない。

(活動地域)

第3条 当会の活動地域を加古川市、稲美町、播磨町とする。

(目的)

第4条 当会は、一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会(以下「県協会」という。)の支部として、介護支援専門員が相互に連携し、研修等の活動を通じて専門性の向上に努めるとともに社会的地位を確立し、公正・中立な立場で介護支援業務を遂行する中で社会への提言を行い、もって市民の保健、医療、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質向上に関する研修事業
- (2) 介護保険制度及び介護支援業務に係る調査・研究及び刊行物の発行に関する事業
- (3) 市民に対する介護保険制度及び福祉施策の広報に関する事業
- (4) 介護支援専門員の情報交換及び相談に関する事業
- (5) 地域の介護支援専門員によるネットワークの活動を支援する事業
- (6) 関係機関及び団体との連絡・調整に関する事業
- (7) その他当会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第6条 当会の会員は次の通りとする。

(1) 正会員

介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は同法題69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、当会の目的に賛同して入会した者

(2) 名誉会員

県協会に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て県協会総会において入会を承認された者

(入会)

第7条 当会への加入は、県協会への入会手続きを完了した時点において入会したものとみなす。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、会費を支払うものとし、加古川支部の会費額は総会の決議で定める。

2 会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員本人の退会の申し出
- (2) 会費を1年以上滞納し、催告にもかかわらず支払いに応じないとき
- (3) 介護支援専門員でなくなったとき
- (4) 死亡または解散
- (5) 除名

2 会員は、前項の規定によって退会した後も、未履行の義務を免れることができない。

(除名)

第10条 会員が次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、その場合に対し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この支部規約に違反したとき
- (2) 県協会及び当会の名誉を傷つけ又は当会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の利益享受の停止)

第11条 当該年度9月末日までに会費の納入が確認できない会員については、その納入が確認できるまでの間、理事会の決議により別に定める会員としての利益を享受させないことができる。

第3章 総会

(種別)

第12条 当会の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 事業報告、事業計画、収支決算及び収支予算の承認
- (5) この規約の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議すべき旨を決議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして本規約で定めた事項

(開催)

第 15 条 当会の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 箇月以内にこれを開催する。

2 当会の臨時総会は、次の掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総正会員の 10 分の 1 以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集権者)

第 16 条 総会は、理事会の決議に基づき支部長がこれを招集する。

(招集手続)

第 17 条 総会を招集するには、総会の日の 1 週間前までに、各正会員に対して招集通知をもって発するものとする。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権の数)

第 19 条 正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 本規約の変更
- (4) 解散
- (5) その他本項の決議要件によるものとして本規約で定めた事項

(議決権の代理行使)

第 21 条 正会員は当会の正会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面等を提出しなければならない。

(総会議事録)

第 22 条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席正会員の中からその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が、署名又は記名押印する。

第 4 章 役 員

(役員)

第 23 条 当会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上 20 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち 1 人を支部長、1 人以上 3 人以内を副支部長とする。

(選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 支部長、副支部長及び会計は、理事会の決議によりこれを定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 各理事については、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を越えてはならない。また、監事についても、同様とする。

(職務及び権限)

第 25 条 支部長は、当会を代表し、その業務を総理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故若しくは支障があるときは、支部長があらかじめ定めた順位に従いその職務を代行し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、支部長及び副支部長を補佐し、当会の常務を執行する。

4 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、監査報告を作成すること

(2) 当会の業務及び財産の状況の調査をすること

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認められるとき、又は本規約に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨理事会に報告すること

(4) 理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べること

(5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類を調査し、本規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を総会に報告すること

(理事及び監事の任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。その任命は支部長がする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受ける財産上の利益をいう。)の額は、総会の決議によって定める。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 支部長、副支部長及び理事の選定及び解職
- (4) 本規約で定めた事項

(招集)

第 30 条 理事会は、支部長が招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び監事に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 監事は、第 25 条第 5 項第 3 号の場合において、必要があると認めるときは、支部長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、支部長又は副支部長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、理事現在数の過半数を有する理事が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会議事録)

第 33 条 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。

第6章 その他の組織

第34条 当会は、第5条に定める事業を円滑に処理するために、委員会及び部会を置くことができる。

(相談役)

第35条 当会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、支部長の求めに応じて当会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の議決に基づいて、支部長が委嘱する。
- 3 相談役の任期については、第26条の規定を準用する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 当会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 県協会からの活動支援費
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第37条 当会の財産は、支部長が管理し、その方法は、理事会の決議により、定める。

(決算書類の総会への提出等)

第38条 支部長は毎事業年度、監事の監査を受け、かつ理事会の承認を受けた決算書類及び事業報告を定時総会に提出しなければならない

(事業年度)

第39条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 本規約の変更及び解散

(本規約の変更)

第40条 本規約は、総会の決議によって変更することができる。

(解散の事由)

第41条 当会は次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 総会の決議

(2) 正会員が欠けたこと

(残余財産の帰属)

第 42 条 当会が清算する場合において有する財産は、総会の議決を経て、当会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 9 章 附則

(委任)

第 43 条 本規約に定めるもののほか、当会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(最初の事業年度)

第 44 条 当会の最初の事業年度は、設立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

第 45 条 当会の設立当初の会費は、第 8 条第 1 項の規程にかかわらず、次に掲げる金額とする。

(1) 正会員 金 2,000 円

附則

1 この規約は、令和 4 年 5 月 25 日施行する。